

元保険医療機関の指定の取消相当及び保険医の登録の取消

厚生労働省九州厚生局は、令和3年12月27日付けで、元保険医療機関に対し指定の取消相当の取扱いを、また、保険医に対し登録の取消処分を行いました。

この処分等は、実際には行っていない保険診療を行ったとするなどして、診療報酬を不正に請求したことによるほか、同医療機関の開設・管理者である保険医が禁錮以上の刑に処せられたことによるものです。(不正請求額 約20万9千円)

なお、今回の処分等にあたっては、令和3年12月22日に開催された九州地方社会保険医療協議会において、同取扱い及び処分が妥当との建議・答申がなされています。

※ 「取消相当の取扱い」とは、取消処分を行う前に保険医療機関の指定の辞退や医療機関の廃止、あるいは保険医の登録の抹消に係る届出が提出された場合等により行政処分を行うことができない場合に、取消処分と同等の取扱いを行うこととするもので、具体的には、取消相当となった日から原則5年間は再指定や再登録を行わないこととするものです。

記

1 元保険医療機関の指定の取消相当

(1) 元保険医療機関の名称等

- ① 名称 いのうえクリニック (平成31年2月23日 保険医療機関廃止届)
- ② 所在地 福岡県福岡市中央区大名2-10-1-A905
- ③ 開設者 井上 勉 (いのうえ つとむ)

(2) 指定の取消相当地月日

令和3年12月27日

※ 当該保険医療機関は平成31年2月23日に既に保険医療機関の廃止届が提出されていることから、指定の取消相当の取扱いとするものです。

2 保険医の登録の取消

(1) 保険医の氏名等

氏名 井上 勉 (いのうえ つとむ) 64歳

(2) 登録の取消年月日

令和3年12月27日

(3) 根拠条文

健康保険法第81条第1号、第3号及び第5号

3 診療報酬の不正請求

監査において確認した不正請求に係るレセプト件数及び金額
(平成 29 年 12 月～平成 30 年 11 月)

・不正請求	19 名分	レセプト	34 件	209,897 円
	(10 名分)		(29 件)	

※ () 内は、患者実人数及びレセプト実件数である。

(注) 上記の件数及び金額は、監査で確認したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では確定していない。

4 取消処分等の主な理由

(1) 不正請求

① 架空請求

実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には診療録に初診の記載のある月以外の月については診療していませんにもかかわらず、診療したものとして診療報酬を不正に請求していた。

② 付増請求

実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には行っていない外来診療の日数を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。

③ 振替請求

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。

《 具体的事例 》

- ・ 実際には訪問看護を行った患者について訪問診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

④ その他の請求

不正請求であって架空請求、付増請求、振替請求に該当しないもの。

《 具体的事例 》

- ・ 健康診断目的で検査等を行ったものについて保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと

いのうえクリニックの開設・管理者であり保険医でもある井上勉医師（以下「井上医師」という。）が当該クリニックの職員2名と共謀のうえ、400,702円（生活保護357,330円、医療保険43,372円）を詐取したとして、令和元年6月24日、詐欺罪により福岡地方裁判所から懲役2年、執行猶予3年の判決を受け、令和元年7月9日に刑が確定している。

5 監査を行うに至った経緯

- (1) 平成29年12月25日、匿名の者から、患者宅には准看護師が訪問したにもかかわらず、医師が訪問診療を行ったとして院長が診療録に記載し、事務に対して在宅時医学総合管理料及び在宅患者訪問診療料を算定するよう指示をしている旨、さらに、翌26日にも、同一人物と思われる匿名の者から、具体的な患者名及び訪問日の情報提供があった。
- (2) 平成30年10月24日、匿名の者から、①訪問診療を行っていないのに訪問診療を行ったとして訪問診療料を算定している、②患者の希望により無診察で処方箋を発行しているなどの情報提供があった。
- (3) 令和元年9月12日から同月20日の間に22名に対し患者調査を実施したところ、11名について、次のような事象が認められた。なお、11名のうち7名については、特定の事業所の従業者である。
 - ① 2名について、行っていない訪問診療の診療報酬が請求されている。
 - ② 2名について、回答のあった訪問日数より診療報酬の請求日数の方が多い。
 - ③ 事業所に勤務する6名の初診日の診療について、勤務先を訪問し、保険診療と認められないものを保険診療を行ったものとして、診療報酬が請求されている。また、6名の再診日以降の診療について、実際には診療を行っていないものを、診療を行ったものとして、診療報酬が請求されている。
- (4) 令和元年10月31日、福岡地方検察庁から提供を受けた供述調書には、診療報酬詐欺事件について井上医師が関与している内容が記載されていた。
- (5) 以上のことから、診療内容及び診療報酬の請求に不正又は著しい不当の疑義が生じたため、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和元年11月5日から令和2年11月17日まで計6回、延べ7日間の監査を実施した。